

○公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を新潟県長岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 センターは、長岡市内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主並びにその家族、長岡市内に居住し、長岡市外の中小企業に勤務する勤労者及びその家族並びに市民（以下「中小企業勤労者等」という。）に対し、総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者等の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 中小企業勤労者等の生活の安定に資する事業
- (2) 中小企業勤労者等の健康の維持及び増進に資する事業
- (3) 中小企業勤労者等の自己啓発及び余暇活動に資する事業
- (4) 中小企業勤労者等への給付に関する事業
- (5) 前各号の事業のほか、センターの目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 センターの基本財産は、前条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、センターの目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき、及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の維持管理及び運用)

第6条 センターの財産の維持管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益供与の禁止)

第7条 センターは、センターに財産の贈与又は遺贈をする者並びにセンターの役員等及び評議員並びにこれらの者の親族等に対し、金銭の貸付、資産の譲渡、役員を選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(事業年度)

第8条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 センターの事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定例評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 センターに評議員8名以上13名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選出する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第15条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用の弁償について、評議員会において別に定める費用弁償の支給基準に従って算定した額を支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項を決議する。

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

- 2 前項の臨時評議員会は、次のいずれかに該当した場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と判断したとき
- (2) 評議員から理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集の請求があったとき

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、各理事が招集する。

- 2 評議員会を開催するには、評議員会の開催日の1週間前の日までに、評議員に対して、書面でその招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみな

す。

(報告の省略)

第23条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印する。

第6章 役員

(役員の設定及び定数)

第25条 センターに、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上12名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法第91条第1項第1号で定める代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 センターの理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特別の関係がある者の合計が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものである理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。

5 センターの監事には、センターの理事（その親族その他特別の関係にある者を含む。）及び評議員（その親族その他特別の関係にある者を含む。）並びにセンターの使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別な関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、センターを代表し、その職務を執行し、副理事長及び常務理事は、理事長を補佐し、職務を執行する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の弁償について、評議員会において別に定める費用弁償の支給基準に従って算定した額を支給することができる。

(役員等の責任の免除)

第32条 センターは、理事、監事又は評議員の一般法人法第198条において準用される一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

(1) センターの業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第35条 理事会は、定時理事会として毎年度5月に開催するほか、必要がある場合に臨

時理事会を開催する。

2 前項の臨時理事会は、次のいずれかに該当した場合に開催する。

(1) 理事長が必要と判断したとき。

(2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったとき。

(3) 監事が必要と認めて理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、各理事が招集する。

2 理事会を開催するには、理事会の開催日の1週間前の日までに、各理事及び監事に対して、書面でその通知を発しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、各理事がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項の理事会への報告をすることを要しない。

2 前項の規定は、第27条第3項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 事務局

(事務局)

第42条 センターの事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置き、事務局長には常務理事が当たる。

3 所要の職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長は理事会の承認を経て理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第43条 センターは、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、

財産資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報保護)

第44条 センターは、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会において変更することができる。

2 前項の規定は、第3条、第4条および第13条についても適用する。

(解散)

第46条 センターは、基本財産の滅失によるセンターの目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 センターが、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益法人認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、長岡市に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 センターが解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議を経て、長岡市に贈与するものとする。

(公告の方法)

第49条 センターの公告は、センターの主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法で行う。

第11章 補 則

(掛金負担者)

第50条 センターは、第4条に規定する事業を実施する上で、事業掛金負担者(以下「掛金負担者」という。)を置くことができる。

2 掛金負担者は、掛金を支払わなければならない。

3 掛金負担者は、第4条に係る事業に対し、利用補助を得ることができる。

4 掛金負担者の資格、掛金の額、掛金の支払方法及び掛金の使途等については、理事会の決議により別に定める。

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を特例民法法人の事業年度の末日とし、公益法人設立の日を事業年度の開始日とする。
- 3 センターの最初の代表理事は大野 勉、業務執行理事は矢島良彦及び佐々木俊夫とする。